

## 議案第20号

若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和8年2月26日提出

若狭町長 渡辺 英朗

### 提案理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の改正に伴い、条例の改正が必要となるため、この案を提出する。

## 若狭町条例第 号

### 若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年若狭町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「ただし」の次に「、離島その他の地域であって」を加え、同項第1号中「支援」の次に「（次項において「保育内容支援」という。）」を加え、「行う」を「実施する」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項中「前項の場合において、家庭的保育事業者等は」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって」に、「者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「ものをいう」に改め、同項第1号中「当該」、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「」及び「」という。）」を削り、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「全て」を「いずれか」に改め、「と認める」を削り、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、「こと」の次に「とすること」を加え、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保

が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「同欄に掲げる」に、同項後段中「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加え、同条第5号を次のように改める。

(5) 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の

確保が困難であると町が認めるものにおいて行う保育

第40条ただし書中「ただし」の次に「、離島その他の地域であって」を加える。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。